

## 会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成26年12月11日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時27分

出席者 委 員 委員長 入 野 登志子

大 谷 好 一 大 出 三 夫 大阿久 岩 人

海老原 恵 子 岡 賢 治 高 岩 義 祐

議 長 関 口 孫一郎

傍 聴 者 青 木 一 男 針 谷 育 造 広 瀬 昌 子

大 川 秀 子 針 谷 正 夫 福 富 善 明

大 武 真 一

---

事務局職員 事務局長 赤羽根 則 男 議事課長 稲 葉 隆 造

主 査 石 塚 誠 主 任 福 田 博 紀

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

建設水道部長	佐藤昭二
都市整備部長	佐藤理希
大平総合支所長	小島誠司
藤岡総合支所長	塚田勝弘
都賀総合支所長	青木康弘
道路課長	鈴木進
下水道課長	島田好夫
下水道課主幹	牧野修一
水道業務課長	鈴木英夫
水道工務課長	古澤一豊
都市計画課長	村上隆一
参事兼建築指導課長	市川悦郎
大平総合支所都市整備課長	天谷和夫
大平総合支所都市建設課長	松澤賢一
藤岡総合支所都市建設課長	安生光宏
都賀総合支所都市建設課長	荒井康至

平成26年第5回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

- 平成26年12月11日 午前10時開議 静和地区公民館
- 日程第 1 議案第129号 栃木市景観条例の制定について
- 日程第 2 議案第130号 小山栃木都市計画事業新大平下駅前第2土地区画整理事業施行に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第137号 栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第138号 栃木市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第139号 栃木市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第140号 栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第141号 栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第173号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第147号 市道路線の認定について
- 日程第10 議案第119号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）
- 日程第11 議案第124号 平成26年度栃木市下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第125号 平成26年度栃木市医療福祉モール特別会計補正予算（第1号）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（入野登志子君） ただいまの出席委員は7名で定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（入野登志子君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（入野登志子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第129号 栃木市景観条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

村上都市計画課長。

○都市計画課長（村上隆一君） おはようございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第129号 栃木市景観条例の制定についてご説明いたします。議案書は50ページから58ページ、議案説明書は4ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、4ページをお開き願います。提案理由であります。栃木市景観計画の策定に伴い、良好な景観の形成及び保全のため、栃木市景観条例を制定することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、議案書の50ページをお開きください。栃木市景観条例の制定についてであります。次の51ページから条例案を記載しております。第1条の目的でございますが、本条例は、景観法の施行及び本市の景観形成に必要な事項を定めることにより、景観形成を推進し、潤いのある豊かな生活環境の創造及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とするものでございます。

第2条は、用語の定義でございます。

第3条、第4条、次の52ページになりますが、第5条につきましては、市、市民、事業者の責務でありまして、それぞれ行うべきこと、努めなければならないことを定めております。

第6条は、景観計画の変更の手続でありまして、第22条に定める景観審議会の意見を聞くことと

しております。

第7条は、景観形成重点地区の指定についてでありまして、第1項は、重点的に推進する必要がある第1号の特徴ある景観を有する街なみ地区のほか、第2号、第3号に該当する地区を指定することができることとしておりまして、第2項以降については、指定の手續などを定めたものでございます。

53ページをごらん願います。第8条は、景観計画への適合でありまして、景観計画区域内において行う景観法に規定する建築物の新築などを行う場合は、景観計画に適合するよう求めるものでございます。

第9条は、届出を要しない行為でありまして、第1号につきましては、重点地区を除く景観計画区域内で行う行為であります。アとしまして、高さ10メートル、面積1,000平方メートル以下の建築物であります。イは、工作物でありまして、57ページの別表をごらん願います。

別表の区分の欄、柵、塀、擁壁などは3メートル以下のものが届出を要さないほか、工作物の区分によりまして、57ページ、58ページに届出を要さない規模を定めております。

53ページにお戻り願います。ウとしまして、1万平方メートル以下の開発行為は届出を要しないとしております。

第10条は、条例で定める重点地区内で行われる行為のうち、法で定める通常の管理、応急措置などを除いたものを特定届出対象行為とするものであります。

54ページをごらん願います。第11条につきましては、変更の届出、第12条につきましては、届け出にかかわる添付書類を定めるものであります。

第13条につきましては、届出に対する指導、助言の対応と勧告を行う場合の手續を定めたものでありまして、第14条につきましては、勧告に従わない場合の公表の措置と手續を定めたものであります。

第15条の変更命令につきましては、重点地区における特定届出対象行為で、指導に応じない場合の措置であります。

55ページをごらん願います。第16条から第18条につきましては、景観重要建造物、景観重要樹木、景観まちづくり市民団体の指定、認定に関することでありまして、この指定、認定により、第19条の管理協定及び56ページになりますが、第20条、第21条の支援、表彰等が受けられることとなります。

第22条は、この条例により意見を聞くこととした事項、その他必要な事項に関し、調査、審議する審議会の設置に関することでありまして、組織運営につきましては規則に定めます。

第23条につきましては、規則への委任であります。

附則につきましては、施行期日を平成27年4月1日とすること及び経過措置であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第129号 栃木市景観条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第129号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで委員の皆様にお知らせいたします。村上都市計画課長につきましては、国の会計検査対応のため、ここで退席いたしますので、ご了承願います。

〔執行部退席〕

---

#### ◎議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第2、議案第130号 小山栃木都市計画事業新大平下駅前第2土地区画整理事業施行に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

松澤大平総合支所都市建設課長。

○大平総合支所都市建設課長（松澤賢一君） 議案第130号 小山栃木都市計画事業新大平下駅前第2土地区画整理事業施行に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は59ページから70ページでございます。議案説明書は5ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明を申し上げますので、議案説明書の5ページをごらんください。提案理由でございます。平成27年度より小山栃木都市計画事業新大平下駅前第2土地区画整理事業を施行するに当たりまして、必要な事項を定めるため、小山栃木都市計画事業新大平下駅前第2土地区画整理事業施行に関する条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、条例の内容につきましてご説明を申し上げますので、議案書の59ページをごらんください。

議案第130号 小山栃木都市計画事業新大平下駅前第2土地区画整理事業に関する条例を次のように制定するものとするとしております。

制定する条例案につきましては、次の60ページをごらんください。本条例につきましては、目次にあります第1章から第7章までの34条で構成されておりまして、土地区画整理法の規定に基づきまして、必要な事項について定めるものでございます。

まず、第1章、総則につきましては、事業の基本的な事項を定めるものでございまして、第1条の趣旨では、土地区画整理法第3条第4項の規定により、市が施行する土地区画整理事業に関し、法第53条第2項各号に掲げる事項その他必要な事項を定めるというものでございます。

第2条では事業の名称を、第3条では施行地区に含まれる地域の名称を、次の61ページになりますが、第4条では事業の範囲を、第5条では事務所の所在地をそれぞれ定めるものでございます。

次に、第2章、費用の負担につきましては、第6条といたしまして、事業の施行に要する費用については、国などからの補助金や負担金のほか、施行者が負担すると定めるものでございます。

次に、第3章、土地区画整理審議会につきましては、仮換地指定に関する事項などを審議するために所有者や借地権者から選挙される委員及び学識経験者などで構成される本事業の諮問機関となる組織でありまして、第7条では設置する審議会の名称を定め、第8条は審議会委員の定数を定めるものでありまして、第1項では定数を10人とし、第3項では、その定数のうち市長が選任する学識経験委員は2人以内とするものとなります。

次に、62ページをごらんください。第9条では、委員の任期は5年とし、第10条では立候補制による選挙について、第11条では予備委員についてをそれぞれ定めるものであります。

次に、63ページになりますが、第12条では、当選人または予備委員となるために必要な得票数について、第13条では委員の補欠選挙について、第14条では学識経験委員の補充についてをそれぞれ定めるものであります。

次に、第4章、地積の決定の方法につきましては、換地の基準となる施行前の宅地地積の決定方法について定めるものでありまして、第15条では基準地積といたしまして、換地及び清算金を定めるときの基準となる従前の地積とその決定時期について定めるものであります。

次に、64ページをごらんください。第16条から65ページの第18条までにつきましては、基準地積の更正に関する条項でありまして、第16条では所有者からの実測確認申請について、第17条では、次の65ページにわたりますが、施行者による実測について、第18条では地形地物を区域とした案分による地積更正についてをそれぞれ定めるものであります。

次の第19条では、基準日後に分合筆した宅地の基準地積の定め方について、第20条では、次の66ページにわたりますが、所有権以外の権利の定め方についてをそれぞれ定めるものでございます。

次に、66ページ、第5章、評価につきましては、事業の施行前後の土地及び権利の評価について基本的な事項を定めるものでありまして、第21条では評価員の定数は3人とし、第22条では宅地等

の評価方法について、第23条では所有権以外の権利のある宅地の権利の評価方法についてをそれぞれ定めるものがございます。

次に、第6章、清算につきましては、事業の施行前後において、それぞれの宅地に生じた減歩の不均衡を金銭で是正するものでありまして、第24条では清算金の算定方法について、次の67ページになりますが、第25条では清算金の納入通知の内容と通知期限について、第26条では別表に定めます1万円を超える清算金の分割徴収、または分割交付の方法について、第27条では、次の68ページにわたりますが、分割徴収または分割交付する場合の分割計算の方法について、68ページの第28条と第29条では清算金の繰り上げ納付と繰り上げ徴収について、第30条では督促手数料及び延滞金の定め方について、第31条では仮清算金をする場合の準用規定についてを、それぞれ定めるものであります。

次に、第7章、雑則につきましては、事業施行の過程において、補足的な事項について定めるものでありまして、第32条では換地処分の特例について、次の69ページになりますが、第33条では登記完了による公告について、第34条では施行細目への委任規定についてをそれぞれ定めるものであります。

次の附則であります。本条例は事業計画決定の公告の日から施行すると定めるものであります。

最後の別表第1、別表第2につきましては、第26条によります清算金を分割して徴収交付する場合の金額ごとの期限と回数を定めております。

以上で議案第130号 小山栃木都市計画事業新大平下駅前第2土地区画整理事業施行に関する条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 61ページの第6条、国からの補助金、それと施行者の負担割合がわかったらお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 松澤大平都市建設課長。

○大平総合支所都市建設課長（松澤賢一君） 事業費が15億7,000万円でございますが、その中の約4割が国庫補助金を予定しております。残りが市の補助金と県の負担金を考えております。

以上でございます。

○委員長（入野登志子君） 高岩委員。

○委員（高岩義祐君） 大変大きな事業になると思うのですけれども、これは地権者がたくさんいらっしゃると思うのですけれども、その同意される地権者の状況について、何%ぐらい同意を得ているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（入野登志子君） 松澤大平都市建設課長。

○大平総合支所都市建設課長（松澤賢一君） 公共団体施行ですので、正式な同意書の取りまとめはしていないのですが、地権者は総勢で84名ございます。所有権者が79名で借地権者が5名という現在の割合になってございますが、過日「広報とちぎ」にも出ましたけれども、11月25日から12月8日まで本事業地の事業計画の縦覧をしましたが、縦覧者は5名ございました。その5名の中でも反対をされるということではなくて、これからの事業のスケジュール等を、事業計画の縦覧をしながら聞き取りされていったという状況でございます。ただ、必ずしも全員が全員もろ手を挙げて賛成ということではないのですが、総論としては賛成を頂戴しているところでございますが、個別に減歩率とか、あと換地場所とか、物件の補償金の額等につきまして、各論に入った段階では、いろいろ協議、調整が必要になるかと思いますが、現時点では、もろ手を挙げて反対をされる方はいらっしゃらないような感じであります。

○委員長（入野登志子君） 高岩委員。

○委員（高岩義祐君） これは大平地域としては20年来の念願の土地開発になっていまして、さすが松澤課長が腰を上げてくれたということで、地域の人たちは大変喜んでおります。

それで、減歩率なのですが、今のところ、どの程度の減歩率を見ているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（入野登志子君） 松澤大平都市建設課長。

○大平総合支所都市建設課長（松澤賢一君） 事業計画上では、9月補正でもちょっとお世話になりまして、用地の購入費を頂戴しましたが、この地区は駅前ということでございまして、宅地化も進んでございまして、密集市街地ということもございまして、減価補償金地区になっております。それなので、市のほうで用地を先行買収しまして、従前の公共用地に充てまして、減歩を緩和しております。その関係上、減歩率につきましては、事業計画上は9.68%の減歩率になっております。

○委員長（入野登志子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第130号 小山栃木都市計画事業新大平下駅前第2土地区画整理事業施行に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第130号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第137号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第3、議案第137号 栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木道路課長。

○道路課長（鈴木 進君） ただいま上程をいただきました議案第137号 栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。議案書は92ページ、議案説明書は45ページでございます。

初めに、議案説明書の45ページをお開きください。栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由でございますが、道路法施行令の一部改正による国の道路占用料の見直しに準じ、道路占用料の金額の改正を行う必要が生じたため、栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正することにつきまして議会の議決を求めるものであります。

改正の概要でございますが、国の道路占用料を定める所在区分が現行の3区分から5区分に見直され、また道路占用料の額の算定の基礎となる民間における地価水準、地価に対する賃料の変動を反映した適切なものとするため、平成24年度の固定資産税の評価がえに伴い、国の道路占用料が改正になりましたので、本市におきましても、道路占用料の額を改めるものであります。参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、46ページをお開きください。栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表でありまして、53ページまでとなっております。第2条、別表の現行と改正案でありまして、アンダーラインの箇所が改正箇所であります。国の道路占用料の改正に伴い、道路占用料の額の改正でありまして、この占用料の額は、国の道路法施行令で定められている額と同様であります。

次に、議案書の92ページをお開きください。議案第137号 栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するというものであります。

次に、93ページをお開きください。栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例であります。栃木市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、別表中の道路占用料の額の改正になりまして、先ほどの議案説明書の新旧対照表の内容と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、95ページをお開きください。附則についてであります。施行期間を定めております。この

条例は、平成27年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第137号 栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第137号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第138号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第4、議案第138号 栃木市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田下水道課長。

○下水道課長（島田好夫君） ただいまご上程いただきました議案第138号 栃木市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は97ページから99ページ、議案説明書は55ページから60ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の55ページをお開きください。提案理由につきましては、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編するとされた下水道使用料を統一するため、栃木市下水道条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、下水道使用料の額を改めることであります。なお、参照条文は、説明を省略させていただきます。

次の56、57ページをお開きください。現行と改正案の対照表であります。第18条第2項の使用料の額につきましては、現行では合併前の市、町ごとにありました条文を改正案では集約し、文言を統一した条文に改めるものであります。また、第18条関係の別表であります。56、58、60ページにあります。現行の異なった料金体系を57ページの料金体系に統一するものであります。この料金体系は、使用者の影響を最小限に抑えたものであります。

それでは、議案書の97ページをお開きください。議案第138号 栃木市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

次の98、99ページをお開きください。栃木市下水道条例の一部を改正する条例につきましては、先ほどご説明しました第18条第2項の条文を改めるとともに、第18条関係の別表を統一した料金体系に改めるものであります。

また、附則としまして、施行期日を平成27年5月1日から施行する。並びに経過措置を加えるものであります。

なお、今回上程させていただきました議案第138号から議案第140号に関しましては、6月の議員研究会でご説明させていただいたものに基づくものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第138号 栃木市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第138号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第139号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第5、議案第139号 栃木市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

牧野下水道課主幹。

○下水道課主幹（牧野修一君） ただいまご上程いただきました議案第139号 栃木市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は100ページから102ページ、議案説明書は63ページから65ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の63ページをお開きください。提案理由につきましては、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編するとされた下水道事業受益者負担金を再編するため、栃木市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、受益者が負担する負担金の額を改めることであります。なお、参照条文は、説明を省略させていただきます。

次の64、65ページをお開きください。現行と改正案の対照表であります。第4条の受益者の負担する額は、現行の合併前の旧市町から継続となっております負担金の額を、改正案では都市計画税が賦課される市街化区域と賦課されない市街化調整区域との不公平感を緩和するために差異を設けた負担金の額に改めるものであります。

それでは、議案書の100ページをお開きください。議案第139号 栃木市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするであります。

101ページの栃木市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第4条の各号を次のように改めるものでありまして、まず第1号では、合併前の栃木市及び都賀町の区域にあっては、区分により額を定めるものでありまして、アの市街化区域は1平方メートル当たり280円、イの市街化調整区域は同じく300円、次の第2号では編入前の西方町の区域にあっては1平方メートル当たり300円、次の第3号では合併前の大平町及び藤岡町並びに編入前の岩舟町の区域にあっては区分により額を定めるものでありまして、アの市街化区域は1平方メートルの単価を330円、イの市街化調整区域は同じく350円をそれぞれ面積に乘じまして得た額に改めるものであります。

また、附則として施行期日並びに経過措置を加えるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第139号 栃木市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第139号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第140号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第6、議案第140号 栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田下水道課長。

○下水道課長（島田好夫君） ただいまご上程いただきました議案第140号 栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は103ページから105ページ、議案説明書は67ページから72ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の67ページをお開きください。提案理由につきましては、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編するとされた農業集落排水処理施設の使用料を再編するため、栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、1として、農業集落排水処理施設の使用料の徴収方法を改めること、2として、合併前の大平町及び編入前の西方町の区域の農業集落排水処理施設の使用料を改めることとあります。なお、参照条文は省略させていただきます。

次の68、69ページをお開きください。現行と改正案の対照表であります。第12条の使用料の徴収方法については、農業集落排水処理施設の使用料の徴収は下水道使用料と同様に水道事業に委託することから、改正案では栃木市水道事業給水条例に規定する水道料金の徴収方法の例によるに改めるものであります。

また、第10条関係の別表につきましては、68ページの合併前の大平町及び70ページの編入前の西

方町の区域では、現行では下水道使用料と同じ料金体系を採用しており、負担の公平性から各地区で設定した料金体系は現行どおり継承する必要がありますので、下水道使用料の料金体系の統一に伴い、異なった料金体系を69ページの改定案にありますように農業集落排水処理施設の使用料を改めるものであります。

それでは、議案書の103ページをお開きください。議案第140号につきましては、栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

104ページの栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先ほどご説明しました第12条の条文を改めるとともに、第10条関係の別表のうち、合併前の大平町と編入前の西方町を下水道使用料と同じ料金体系にするため、文言、数字等を改めるものであります。

また、附則としまして、施行期日並びに経過措置を加えるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第140号 栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第140号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第141号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第7、議案第141号 栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木水道業務課長。

○水道業務課長（鈴木英夫君） ただいまご上程をいただきました議案第141号 栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は106ページから112ページであります。議案説明書は75ページから109ページであります。

それでは、議案説明書から説明いたしますので、議案説明書の75ページをお開き願います。初めに、提案理由であります。水道料金につきましては、合併時は現行のとおりとし、合併後5年をめぐりに再編するとされた水道料金を統一するため、栃木市水道事業給水条例の一部を改正することについて議会の議決をいただきたいというものであります。

次に、改正の概要であります。まず1の第4条関係は、給水装置の種類を統一すること、2の第24条及び別表関係は水道料金を統一すること、3の第26条関係は使用水量の計量及び料金の算定の方法を統一すること、4の第28条は特別な場合における料金の算定の方法を統一すること、5の第30条関係は水道料金の徴収方法を統一することなどであります。参照条文は省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、76ページ、77ページをお開きください。

まず、第4条関係は、給水装置の種類について、第5条関係は専用給水装置及び共用給水装置について、現行では、84ページの別表第1及び86ページ、88ページの別表第2のとおり、給水区域ごとに定めているものを77ページの第4条、給水装置の種類は次のとおりとする。以下、（1）専用給水装置、1世帯または1カ所で専用するもの、（2）共用給水装置2世帯または2カ所以上で共用するもの、（3）施設消火栓消防用に使用するものに統一し、改めるというものであります。

次に、78ページ、79ページをお開き願います。第24条関係は、料金について、現行では90ページから100ページに掲載してあります別表第3に記載のとおり、給水区域ごとに異なっている料金体系を91ページの別表「第24条」「第28条」関係に記載のとおり、口径別料金で基本水量を5立方メートルとし、5立方メートルを超えた場合、段階的に1立方メートル当たりの料金が高くなる逓増型料金体系に統一し、改めるというものであります。

次に、78ページ、79ページへお戻りください。第26条関係は、使用水量の計量及び料金の算定について、現行では102ページの別表第4のとおり、給水区域ごとに異なっている水道メーターの定例の検針日並びに料金の算定方法を79ページの第26条のとおり料金は隔月の定例検針日に使用水量を計量し、2カ月分の使用水量の料金を隔月ごとに算定する方法に統一し、改めるというものであります。

次に、第28条関係は、月の途中から水道の使用を開始するなど、特別な場合における料金の算定について、現行では104ページ、106ページの別表第5のとおり、これも給水区域ごとに異なっているものを79ページ、81ページの第28条のとおり使用日数15日を基準にした算定方法に統一し、改めるというものであります。

次に、第29条関係は、料金の徴収を口座振替の方法により納付する料金の特例について、現行では90ページの別表第3、備考の2のとおり、栃木給水区域で採用していた53円の口座割引を、81ページの第29条のとおり口座振替1回当たり50円の口座割引を全地域に適用するよう統一し、改めるというものであります。

第30条関係は、料金の徴収方法について、現行では108ページの別表第6のとおり、給水区域ごとに毎月徴収、隔月徴収、3カ月徴収と異なっているものを、81ページの第30条のとおり、隔月徴収に統一し、改めるというものであります。

続きまして、議案書111ページをお開きください。附則であります。附則1は、本条例を平成27年5月1日から施行するというものであります。

次に、附則2以下は、激変緩和のために新料金が2年ごとに3分の1ずつ段階的に増減する経過措置を設けるというものであります。

なお、本条例案につきましては、6月の議員研究会でご説明させていただきました、栃木市水道料金統一に関する答申に基づくものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第141号 栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第141号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第173号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第8、議案第173号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木水道業務課長。

○水道業務課長（鈴木英夫君） ただいまご上程をいただきました議案第173号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は37ページ、38ページであります。議案説明書は73ページから75ページであります。

それでは、議案説明書の73ページをお開きください。提案理由であります。企業職員に地域手当を支給することに伴いまして、所要の改正をする必要が生じたため、栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて議会の議決をいただきたいというものであります。

概要であります。1つ目、第2条関係につきましても、企業職員の手当に地域手当を加えること、2つ目、第5条の2につきましても、基準を定めるというものであります。参照条文は省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、74ページ、75ページをお開きください。

まず、第2条第3項中、扶養手当の次に地域手当を加えるというものであります。

次に、第5条の次の下線部の地域手当、第5条の2、地域手当は当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が指定する地域に勤務する職員に対して支給するを加えるものであります。

お手数ですが、議案書38ページをお開きください。附則、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第173号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第173号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第147号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第9、議案第147号 市道路線の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木道路課長。

○道路課長（鈴木 進君） ただいま上程をいただきました議案第147号 市道路線の変更についてご説明をいたします。

議案書は132ページ、議案説明書は146ページでございます。初めに、議案説明書の146ページをお開きください。市道路線の変更についてであります。提案理由でございますが、大平地域内において医療福祉モールの土地利用の変更に伴いまして整備する市道〇—577号線につきまして、道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線の変更をするため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、148、149ページをお開きください。市道路線変更位置図であります。市道〇—577号線につきましては、医療福祉モール内の路線でありまして、土地利用変更に伴い、起点を変更し、延長72.1メートル、幅員9メートルで整備するものであります。

変更後の区域につきましては、平成27年1月より工事に着手をいたしまして、平成27年3月中旬には供用開始を行う予定であります。

次に、議案書の132ページをお開きください。この表に記載の市道路線を変更したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第147号 市道路線の変更についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第147号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第10、議案第119号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

天谷大平総合支所都市整備課長。

○大平総合支所都市整備課長（天谷和夫君） ただいまご上程いただきました議案第119号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第6号）のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、52、53ページをお開きください。2款1項12目渡良瀬遊水池対策費につきましてご説明いたします。補正額は18万1,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。渡良瀬遊水池対策事業費につきましては、7月に開催された渡良瀬遊水池ヨシ焼き連絡会において規約が改正され、4市2町から徴収することになった負担金であります。

続きまして、84、85ページをお開きください。8款1項1目土木総務費につきましてご説明いたします。補正額は24万6,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、人事院勧告に準じまして、給料、手当を引き上げることに伴う増額分と、岩舟町との合併及び定期人事異動等により職員数及び役職等に差異が生じたことに伴う増減分を相殺した額を補正減したいというものでございます。

以下、職員課所管の職員人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、スマートIC設置調査事業費につきましては、（仮称）都賀西方PA・スマートIC整備に関するネクスコ東日本株式会社との協議において、宇都宮西中核工業団地から発生集中交通量を含め、将来交通量の推計及び定量的整備効果の比較検討などが課題として求められており、これを早期にクリアすることが事業採択のための一つの要件となることから、これに必要となる業務委託料を増額するものであります。

続きまして、2目建築指導費につきましてご説明いたします。補正額78万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。建築指導事業費につきましては、建築基準法に基づく構造計算適合性判定にかかわる件数が当初の見込みより多かったための判定機関に支払う手数料を増額するもので、特定財源のその他につきましては確認申請等手数料であります。

次のページをお開きください。2項1目道路橋りょう総務費につきましてご説明いたします。補正額は1,024万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目の道路橋りょう総務事務費（栃木）につきましては、下水道課で実施する箱森町地内市道D28号線の公共下水道舗装本復旧事業費に伴い、隣接する舗装補修についても一体的に工事を実施する必要性が生じたため、これを下水道課へ依頼するものであり、必要となる負担金を増額するものであります。

次に、2目道路維持費についてご説明いたします。補正額は2,215万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。市道維持管理費（栃木）につきましては、道路課所有の作業用ダンプの修繕を実施するための修繕料を増額するものであります。

次の道普請事業費につきましては、小野口町地内及び箱森町地内の道普請事業の工事实施に伴い、土留めのために必要な柵板や間知ブロック等の資材を購入するため、道普請支給資材費を増額するものであります。

次の市道各号線道路維持補修事業費（大平）につきましては、大平町川連、土与の市道157号線法面の草対策工事を増額するものであります。

次の市道〇ー345号線アンダーパス警報装置板設置事業費（大平富田）につきましては、大平町富田市道345号線富田アンダーパスの警報装置板設置工事費を増額するものであります。

次の市道維持管理費（藤岡）につきましては、市道等の維持補修のための委託料の増額が主なものであります。

続きまして、3目道路新設改良費につきましてご説明いたします。補正額は496万2,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目の市道〇ー16号線道路改良事業費（大平西山田）につきましては、大平西山田市道〇16号線の道路改良事業に伴い、用地取得が可能となったため、道路拡幅用地購入費及び物件移転等補償金を増額するものであります。

次の市道T③ー278 279号線及び市道T③ー188号線道路改良事業費（赤津地区）につきましては、入札執行残を減額するものであります。

○委員長（入野登志子君） 荒井都賀総合支所都市建設課長。

○都賀総合支所都市建設課長（荒井康至君） それでは、続きまして、90ページ、91ページをごらんください。

4項4目下水道費についてご説明をいたします。補正額は2,234万5,000円の減額でございます、右の説明欄をごらんください。まず、下水道特別会計繰出金につきましては、下水道特別会計において職員人件費の減額に伴いまして一般会計から繰入金を増額補正することから、これにあわせて

減額するものでございます。

続きまして、5目公園費についてご説明を申し上げます。補正額は1,304万9,000円の増額でございまして、右の説明欄をごらんください。上から2行目でございます。つがの里管理運営費につきましても、毎年4月からつがの里花彩祭が開催されるため、今回公園整備増加部分、約0.5ヘクタールの除草等に必要となる委託料及びふるさとセンター研修室の空調設備に不具合が生じたため、これらに要する修繕工事を増額するものでございます。

次のつがの里公園整備事業費（赤津地区）の測量設計等委託料については、有資格者の職員により直営で現場管理を実施することによります減額補正でございます。また、公園施設整備工事費につきましても、法面保護のため、当初芝張り工を3カ年の計画でございましたが、近年のゲリラ豪雨により、法面の一部に崩壊が生じたため、計画の前倒しを行うため増額するものでございます。

続きまして、6目まちづくり事業費についてご説明を申し上げます。補正額は107万8,000円の減額でございまして、右の欄をごらんください。医療福祉モール特別会計繰出金につきましても、医療福祉モール特別会計の特定財源の確保に伴います減額でございます。

続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明を申し上げますので、42ページ、43ページをお開きください。13款2項5目1節土木管理手数料につきましてもでございますが、79万5,000円の増額でございます。右の欄をごらんください。まず、確認申請等手数料につきましても、建築基準法に基づきます建築確認申請に伴う構造計算適合性判定に係る手数料を増額するものでございます。

続きまして、14款2項3目2節都市計画費補助金につきましてもは190万円の増額でございます。右の説明欄をごらんください。まず、社会資本整備総合交付金（赤津地区）につきましてもは、国からの交付金配分の決定額にあわせまして増額補正をするものでございます。

恐れ入ります。続きまして、46、47ページをごらんください。18款1項4目1節医療福祉モール特別会計繰入金でございます。155万9,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。医療福祉モール特別会計繰入金につきましてもは、医療福祉モール特別会計に本年度上半期分として充当いたしました繰出金を一般会計に繰り入れするものでございます。

以上で所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願ひます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第119号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第119号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席して結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

---

#### ◎議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第11、議案第124号 平成26年度栃木市下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

島田下水道課長。

○下水道課長（島田好夫君） ただいまご上程いただきました議案第124号 平成26年度栃木市下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の27ページをお開きください。平成26年度栃木市の下水道特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,234万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億2,586万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるであります。

続きまして、210、211ページをお開きください。歳出からご説明いたします。1款1項1目一般管理費、補正額は2,234万5,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。職員人件費に

つきましては、職員課所管となりますが、人事院勧告に準じた給料、手当等の引き上げに伴う増額分と岩舟町との合併及び定期人事異動により職員数及び役職等に差異が生じたことに伴う減額分を相殺した額を補正減とするものであります。

続きまして、前のページの208、209ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。4款1項1目1節につきましては、右の説明欄の一般会計繰入金でありまして、歳出の職員人件費が減額となることから、一般会計からの充当分を減額するものであります。

以上で下水道特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第124号 平成26年度栃木市下水道特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第124号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第12、議案第125号 平成26年度栃木市医療福祉モール特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいで結構であり

ます。

松澤大平総合支所都市建設課長。

○大平総合支所都市建設課長（松澤賢一君） ただいまご上程いただきました議案第125号 平成26年度栃木市医療福祉モール特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の31ページをごらんください。平成26年度栃木市の医療福祉モール特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,595万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,128万8,000円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

次に、歳入歳出補正予算につきましてご説明を申し上げます。まず、歳出からご説明を申し上げますので、お手数ですが、226ページ、227ページをごらんください。歳出、1款1項1目医療福祉モール事業費であります。補正額は1,180万8,000円の増額でありまして、右説明欄の医療福祉モール管理費につきましては、駐車場敷地等の売り払いに伴う用地の分筆や境界埋設等の用地測量業務委託料と駐車場の排水施設や駐車升区画線などの改修工事及び本年度上半期に借入金償還金の一部として本会計に繰り入れました繰入金を返還するための一般会計繰出金などを増額するものであります。

次に、228ページ、229ページをごらんください。2款1項1目元金であります。補正額は3,414万7,000円の増額でありまして、右説明欄の市債償還元金につきましては、介護老人保健施設ぶどうの舎に処分することといたしました。面積1,995.33平米の駐車場敷地等の売払収入に伴い、本事業の借入残金の残金全部を繰上償還するため増額するものであります。

次に、2目利子につきましては、一般財源から特定財源への財源の組み替えであります。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、お手数ですが、224ページ、225ページをごらんください。歳入でございます。1款1項1目1節土地建物貸付収入であります。補正額は47万9,000円の減額でありまして、右説明欄の土地建物貸付収入につきましては、駐車場敷地の売り払いや駐車場改修工事等によります駐車台数の減に伴う駐車場賃貸料を減額するものであります。

次に、1款2項1目1節不動産売払収入であります。補正額は4,848万5,000円の増額でありまして、右の説明欄の土地売払収入につきましては、平成26年7月に開業いたしました介護老人保健施設ぶどうの舎の設置者から現在賃借している駐車場敷地等を購入したい旨の要望を受け、事業地内の駐車場を利用する他の各施設者の了承を踏まえ、処分することといたしました。面積1,995.33平

米の駐車場敷地等の売払収入に伴い増額するものであります。

次に、2款1項1目1節一般会計繰入金であります。補正額は228万円の減額でありまして、右説明欄の一般会計繰入金につきましては、駐車場敷地等の売払収入に伴い、特定財源が確保できましたので、減額するものであります。

次に、3款1項1目1節説明欄の前年度繰越金につきましては、当初予算から平成25年度決算における繰越金の額を増額するものであります。

以上で歳入の説明を終了させていただきます。

なお、今回の補正予算によりまして、本事業のため、平成21年度に借り入れしました増額3億7,120万円の借入金につきましては、全て返済となるものでございます。

以上で平成26年度栃木市医療福祉モール特別会計補正予算（第1号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

大出委員。

○委員（大出三夫君） 医療福祉モールの面積につきましては、この春だったですか、ぶどうの舎という。そうすると、その面積が売り払って、現在医療福祉モールの総面積の中の栃木市の所有面積というのですかね、これは全て売却になって、余りの土地というのはいないのですか。この予算とは、ちょっと違うのですが、関連していますので、お願いします。

○委員長（入野登志子君） 松澤大平都市建設課長。

○大平総合支所都市建設課長（松澤賢一君） 今回処分します土地につきましては、医療福祉モールの真ん中にごございます共用駐車場の部分で、ぶどうの舎さんにつきましては、7月の開業当時から44台の駐車場を賃借してござっておったところなのですが、今後の職員数とか、来訪者の数を考えまして、30台ほど借り増ししたいという話がございました。現在その共用駐車場は108台のスペースがございまして、その中で90台をもう賃貸してございますので、30台を貸し増しする余裕はないという中で、他に周辺に用地を求めておったところなのですが、どうしても見つからないという中で、その44台分の駐車場と、先ほど議案で提出させていただきました市道の部分も含めまして、ぶどうの舎さんに処分して、その市道部分について、駐車場として利用する中で30台分の確保して、ぶどうの舎さんの業務に支障がないような状況になるという中で、駐車場部分の処分でございます。

市有地につきましては、まだ約1,800平方メートルの面積の一画地が残っております。

○委員長（入野登志子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第125号 平成26年度栃木市医療福祉モール特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第125号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（入野登志子君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって建設常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時27分）